

# 5. ■ 関連する法規制

# 運賃・用船料等の設定に 関連する法規制

規制行為の 類型	規制行為の説明	具体例	独禁法	取適法
買ったとき	<p>役務等に通常支払われる対価に比べ著しく低い代金を不当に定めること</p> <p>※原価や利益の水準が当該中小受託事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価と同水準であれば、本書に基づいて算出した運賃・用船料等は「通常支払われる対価」となる</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>十分に協議することなく、発注者の予算を基準に一方向的に代金が決定した</li> <li>個々の事業者の事情を考慮することなく、発注者が一方的に従来の代金から一律に代金を引き下げた</li> <li>コストが増加し見積書を提出したが、十分に協議することなく発注者が代金の額を据え置いた</li> </ul>	✓	✓
協議に応じない 一方的な代金決定	<p>受注者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受注者が代金の額の引上げについて協議を求めたにもかかわらず、これを無視し、拒否し、又は回答を引き延ばすなどにより、協議に応じなかった</li> <li>発注者が代金の額の引下げを要請する場合において、受注者がその説明を求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、代金の額を引き下げた</li> </ul>	—	<p>✓</p> <p>(令和7年の法改正により追加)</p>
不当な経済上の利益の提供要請	<p>発注者が自己のために、受注者に金銭や役務、その他の経済上の利益を不当に提供させること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注者が受注者に対し、荷物の積み下ろし作業を無償で行わせた</li> </ul>	✓	✓
報復措置	<p>【独禁法(物流特殊指定)】 発注者からの要求を受注者が拒否したり、公取委に違反行為を知らせたことを理由に、取引数量の削減・取引停止など不利益な取り扱いをすること</p> <p>【取適法】 発注者の違反行為を公取委、中小企業庁、事業所管省庁に知らせたことを理由に、取引数量の削減・取引停止など不利益な取り扱いをすること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【独禁法(物流特殊指定)】 発注者からの値下げ要求を受注者が拒否したため取引量を減らされた</li> <li>【取適法】 事業所管省庁への通報を理由に取引を打ち切られた</li> </ul>	✓	✓
代金の減額	<p>受注者の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に決定した代金を発注後に減額すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注者の顧客から単価を引き下げられたことを理由に、発注者が受注者に対して支払う代金を引き下げた</li> </ul>	✓	✓
不当な給付内容の変更、やり直し	<p>受注者の責めに帰すべき理由がないのに、発注の取消や発注内容の変更、役務の提供を受けた後のやり直しや追加作業を行わせる場合に受注者が負担する費用を発注者が負担しないこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注者が自己の都合を理由に、配送先を変更したにもかかわらず、変更に伴い必要となる費用の一部を受注者に負担させた</li> </ul>	✓	✓

※ 公正取引委員会HPをもとに作成しています。中小受託取引適正化法の具体的な内容については各種資料を参照して下さい。

※ 独占禁止法は、独占禁止法第2条第9項第6号の規定に基づき、物流分野の取引に適用される告示である、物流特殊指定の内容を掲載しています。